

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																
<p>第 1 章～ 第 8 章 (略)</p> <p>第 9 章 通信</p> <p>第 1 節 通信の種類等</p> <p>(通信の種類等)</p> <p>第 42 条 通信には、次の種類があります。</p> <p>ただし、X i ユビキタスに係る通信の種類は、データ通信モード及びショートメッセージ通信モードに、X i 特定接続に係る通信の種類はデータ通信モード（128k 通信モードを除きます。）に限ります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種類</th> <th style="width: 80%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>データ通信モード</td> <td>(1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては 50Mb/s 以下、契約者回線への通信においては <u>337.5Mb/s</u> 以下で符号の伝送を行うためのもの (2) (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 43 条～第 44 条</p> <p>第 2 節～第 4 節 (略)</p> <p>第 10 章～ 第 14 章 (略)</p>	種類	内容	(略)	(略)	データ通信モード	(1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては 50Mb/s 以下、契約者回線への通信においては <u>337.5Mb/s</u> 以下で符号の伝送を行うためのもの (2) (略)	(略)	(略)	<p>第 1 章～ 第 8 章 (略)</p> <p>第 9 章 通信</p> <p>第 1 節 通信の種類等</p> <p>(通信の種類等)</p> <p>第 42 条 通信には、次の種類があります。</p> <p>ただし、X i ユビキタスに係る通信の種類は、データ通信モード及びショートメッセージ通信モードに、X i 特定接続に係る通信の種類はデータ通信モード（128k 通信モードを除きます。）に限ります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種類</th> <th style="width: 80%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>データ通信モード</td> <td>(3) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては 50Mb/s 以下、契約者回線への通信においては 262.5Mb/s 以下で符号の伝送を行うためのもの (4) (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 43 条～第 44 条</p> <p>第 2 節～第 4 節 (略)</p> <p>第 10 章～ 第 14 章 (略)</p>	種類	内容	(略)	(略)	データ通信モード	(3) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては 50Mb/s 以下、契約者回線への通信においては 262.5Mb/s 以下で符号の伝送を行うためのもの (4) (略)	(略)	(略)
種類	内容																
(略)	(略)																
データ通信モード	(1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては 50Mb/s 以下、契約者回線への通信においては <u>337.5Mb/s</u> 以下で符号の伝送を行うためのもの (2) (略)																
(略)	(略)																
種類	内容																
(略)	(略)																
データ通信モード	(3) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては 50Mb/s 以下、契約者回線への通信においては 262.5Mb/s 以下で符号の伝送を行うためのもの (4) (略)																
(略)	(略)																

料金表

通則（略）

第1表 料金（国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。）

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用			
(1)Xi の基本使用料の適用	ア Xi の基本使用料には、次の料金種別があります。		
	(ア) 一般契約に係るもの		
	区分	基本使用料の料金種別	
	Xi	総合利用プラン	Xi カケホーダイプラン（スマホ/タブ）
			Xi カケホーダイプラン（SIMフリー）
			Xi カケホーダイライトプラン
	データ専用プラン	Xi データプラン（スマホ/タブ）	Xi データプラン（SIMフリー）
			Xi データプラン（ルーター）
	(イ) 定期契約に係るもの		
区分	基本使用料の料金種別		
Xi	総合利用プラン	Xi カケホーダイプラン（スマホ/タブ）	
		Xi カケホーダイプラン（SIMフリー）	
		Xi カケホーダイライトプラン	
データ専用プラン	Xi データプラン（スマホ/タブ）	Xi データプラン（SIMフリー）	
		Xi データプラン（ルーター）	
イ Xi 契約者は、アのいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただきます。 ただし、Xi カケホーダイライトプランは、次の（ア）又は（イ）のいずれかを満たしている場合に限り選択できます。			
（ア）そのXi について、第3（通信料）の1（適用）の(8)の2に規定するデータ定額パック（5<small>くら</small>くパック、データSパック（小容量）、シェアパック10（小容量）及びビジネスシェアパック10は除きます。以下この欄において同じとします。）のいずれかを選択していること。			
（イ）そのXi が、共有対象回線（第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。）となる場合であって、その共有回線群（第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。）に係る共有代表回線（第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。）の契約者がデータ定額パックのいずれかを選択していること。			
ウ～タ（略）			
(1)の2～	(略)		

料金表

通則（略）

第1表 料金（国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。）

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用			
(1)Xi の基本使用料の適用	ア Xi の基本使用料には、次の料金種別があります。		
	(ア) 一般契約に係るもの		
	区分	基本使用料の料金種別	
	Xi	総合利用プラン	Xi カケホーダイプラン（スマホ/タブ）
			Xi カケホーダイプラン（SIMフリー）
			Xi データ専用プラン
	データ専用プラン	Xi データプラン（スマホ/タブ）	Xi データプラン（SIMフリー）
			Xi データプラン（ルーター）
	(イ) 定期契約に係るもの		
区分	基本使用料の料金種別		
Xi	総合利用プラン	Xi カケホーダイプラン（スマホ/タブ）	
		Xi カケホーダイプラン（SIMフリー）	
		Xi データ専用プラン	
データ専用プラン	Xi データプラン（スマホ/タブ）	Xi データプラン（SIMフリー）	
		Xi データプラン（ルーター）	
イ Xi 契約者は、アのいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただきます。			
ウ～タ（略）			
(1)の2～	(略)		

	に係るもの	プラン		(2,916 円)
			X i カケホーダイプラン (S I Mフリー)	2,700 円 (2,916 円)
			X i カケホーダイライトプラン	1,700 円 (1,836 円)
		データ専用 プラン	X i データプラン (スマホ/タブ)	1,700 円 (1,836 円)
			X i データプラン (S I Mフリー)	1,700 円 (1,836 円)
			X i データプラン (ルーター)	1,200 円 (1,296 円)

2-2 (略)

第2 (略)

	に係るもの	プラン		(2,916 円)
			X i カケホーダイプラン (S I Mフリー)	2,700 円 (2,916 円)
		データ専用 プラン	X i データプラン (スマホ/タブ)	1,700 円 (1,836 円)
			X i データプラン (S I Mフリー)	1,700 円 (1,836 円)
			X i データプラン (ルーター)	1,200 円 (1,296 円)

2-2 (略)

第2 (略)

第3 通信料

1 適用

通 信 料 の 適 用							
(1) ~ (6) (略)	(略)						
(6) の 2 X i の通話モード等による通信料の適用	<p>ア 基本使用料の料金種別が総合利用プランの X i 契約者は、通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードによる通信（2（料金額）の 2-1 及び 2-2（料金着信払取扱料、ワイドスター通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの、X i サービスの契約者回線等への通信に係るもの、(19)のアの(ア)から(ウ)に規定するワイドスター通信サービスの契約者回線への通信を除きます。）に規定する料金を適用する通信に限ります。）の料金について、その月間累計額（料金月単位で累計した額とし、総合利用プランの選択前又は総合利用プラン以外への料金種別の変更後に利用した通信に係る料金額を除きます。）の支払いを要しません。</p> <p>ただし、X i カケホーダイライトプランの適用を受けている場合であって、それぞれの通信時間について、300 秒を超えた時点から通信が終了した時点までの通信時間に係る料金（以下「ライトプラン通信料」といい、この表において同じとします。）はこの限りでありませぬ。この場合において、第 1（基本使用料）の 1（適用）の(2)に規定する身体障がい者割引の適用を受けているときの、その X i の契約者回線からの 64kb/s デジタル通信モードによる通信（3G-324M の通信プロトコルにより映像等の伝送交換を行うための通信であって、当該料金月の末日までに終了したものに限りませぬ。）に関する料金（他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって、当社が別に定めるものを含みます。）については、2（料金額）の規定にかかわらず、2 の 2-1 の規定により算定した額を適用します。</p> <p>イ X i 契約者が通信を開始した時点と終了した時点で適用を受けている基本使用料の料金種別が異なるときは終了した時点の基本使用料の料金種別の規定に従い算定します。</p> <p>ウ (略)</p>						
(7)~(12)の 2 (略)	(略)						
(13) 複数回線割引（ファミリー割引の適用）	<p>ア 複数回線複合割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、基本使用料の料金種別が総合利用プランに係る X i のデータ通信モードによる通信の料金のうち、割引回線群（ウに規定する割引選択回線により構成される回線群をいいます。以下この欄及び(14)において同じとします。）を構成する他の契約者回線等の i モード機能又は sp モード機能に係るメールアドレスを、送信先又は送信元とする i モード電子メールの送受信に関する通信の料金については、i モード機能に係る付加機能使用料と合わせて定めるものをいいます。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ X i カケホーダイライトプラン（第 1（基本使用料）の 1（適用）の(1)に規定するものをいいます。）に係る定期契約を締結しているときは、割引回線群を構成する他の契約者回線等への通信に係るライトプラン通信料（(6)の 2 のアの(1)に規定するものをいいます。）について、次表のとおり取り扱います。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>割引額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定割引回線群に係る契約</td> <td>通話モードに係るもの</td> <td>ライトプラン通信料（料金月の末日までに終了した通信に限ります。）に関する料金について、支払いを要しません。</td> </tr> </tbody> </table>	区分		割引額	指定割引回線群に係る契約	通話モードに係るもの	ライトプラン通信料（料金月の末日までに終了した通信に限ります。）に関する料金について、支払いを要しません。
区分		割引額					
指定割引回線群に係る契約	通話モードに係るもの	ライトプラン通信料（料金月の末日までに終了した通信に限ります。）に関する料金について、支払いを要しません。					

第3 通信料

1 適用

通 信 料 の 適 用	
(1) ~ (6) (略)	(略)
(6) の 2 X i の通話モード等による通信料の適用	<p>ア 基本使用料の料金種別が総合利用プランの X i 契約者は、通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードによる通信（2（料金額）の 2-1 及び 2-2（料金着信払取扱料、ワイドスター通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの、X i サービスの契約者回線等への通信に係るもの及び(19)のアの(ア)から(ウ)に規定するワイドスター通信サービスの契約者回線への通信を除きます。）に規定する料金を適用する通信に限ります。）の料金について、その月間累計額（料金月単位で累計した額とし、総合利用プランの選択前又は総合利用プラン以外への料金種別の変更後に利用した通信に係る料金額を除きます。）の支払いを要しません。</p> <p>イ (略)</p>
(7)~(12)の 2 (略)	(略)
(13) 複数回線割引（ファミリー割引の適用）	<p>ア 複数回線複合割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、基本使用料の料金種別が総合利用プランに係る X i のデータ通信モードによる通信の料金のうち、割引回線群（イに規定する割引選択回線により構成される回線群をいいます。以下この欄及び(14)において同じとします。）を構成する他の契約者回線等の i モード機能又は sp モード機能に係るメールアドレスを、送信先又は送信元とする i モード電子メールの送受信に関する通信の料金については、i モード機能に係る付加機能使用料と合わせて定めるものをいいます。</p> <p>イ (略)</p>

者回線への通信	64kb/s デジタル通信モードに係るもの	その通信に関する料金の月間累計額に0.60 を乗じて得た額をその月間累計額から差し引いた額を適用します。
---------	-----------------------	--

エ～カ (略)

キ 当社は、カに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) ～ (カ) (略)

ク 本割引の適用の開始は、カに規定する申出を当社が承諾した日からとします。ただし、次のいずれかに該当する場合は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月から本割引を適用します。

(ア) 本割引の適用の廃止があった X i について、その廃止があった日を含む料金月に、カに規定する申出があったとき。

(イ) (15)に規定する定期契約に係る通信料月極割引の適用の廃止があった X i について、その廃止があった日を含む料金月に、複数回線複合割引の適用を受けることとなったとき。

(ウ) 2年定期契約に係る通信料月極割引 (F O M A サービス契約約款に規定するものをいいます。) の適用を受けている F O M A に係る契約の解除と同時に新たに X i 契約を締結した場合であって、その契約の締結があった日を含む料金月に、カに規定する申出があったとき。

ケ 当社は、本割引の適用を受けている X i について、その割引代表回線に係る契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。この場合において、その廃止のあった X i が割引代表回線であるときは、その割引回線群の中から新たに割引代表回線を指定していただきます。

(ア) 一般契約又は定期契約に係る名義変更があったとき (当社が別に定める場合を除きます。) 。

(イ) 契約の解除があったとき。

(ウ) キの(オ)の規定に該当することが判明したとき。

(エ) その他キに規定する条件を満たさなくなったとき。

コ (略)

サ 当社は、次に該当する場合は、その割引回線群を構成する全ての X i について本割引の適用を廃止することがあります。

(ア) 割引回線群に係る契約者が割引回線群に係る料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(イ) その割引回線群を構成する割引選択回線が、キの(オ)の規定に該当することが判明したとき。

シ～ソ (略)

(注 1) (略)

(注 2) i モード電子メールの本文に記述された U R L から接続した場合の通信 (当社が定める通信を除きます。) に関する料金については、セの規定を適用しません。

(14) (略)

(15) 定期契約に係る通信料月極割引 (ビジネス通話割引の適用)

ア～イ (略)

ウ X i カケホーダイライトプラン (第 1 (基本使用料) の 1 (適用) の(1)に規定するものをいいます。) の適用を受けているときは、次表に規定する定額料の支払いを要するものとし、その X i の契約者回線に係る(6)の 2 のアに規定するライトプラン通信料について、その X i が属する指定割引回線群に係る契約者回線又はその他の契約者回線等への通信 (当社が別に定める通信を除きます。) に関する料金について、次表のとおり取り扱います。

1 契約ごとに

ウ～オ (略)

カ 当社は、オに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) ～ (カ) (略)

キ 本割引の適用の開始は、オに規定する申出を当社が承諾した日からとします。ただし、次のいずれかに該当する場合は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月から本割引を適用します。

(ア) 本割引の適用の廃止があった X i について、その廃止があった日を含む料金月に、カに規定する申出があったとき。

(イ) (15)に規定する定期契約に係る通信料月極割引の適用の廃止があった X i について、その廃止があった日を含む料金月に、複数回線複合割引の適用を受けることとなったとき。

(ウ) 2年定期契約に係る通信料月極割引 (F O M A サービス契約約款に規定するものをいいます。) の適用を受けている F O M A に係る契約の解除と同時に新たに X i 契約を締結した場合であって、その契約の締結があった日を含む料金月に、オに規定する申出があったとき。

ク 当社は、本割引の適用を受けている X i について、その割引代表回線に係る契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。この場合において、その廃止のあった X i が割引代表回線であるときは、その割引回線群の中から新たに割引代表回線を指定していただきます。

(ア) 一般契約又は定期契約に係る名義変更があったとき (当社が別に定める場合を除きます。) 。

(イ) 契約の解除があったとき。

(ウ) カの(オ)の規定に該当することが判明したとき。

(エ) その他カに規定する条件を満たさなくなったとき。

ケ (略)

コ 当社は、次に該当する場合は、その割引回線群を構成する全ての X i について本割引の適用を廃止することがあります。

(ア) 割引回線群に係る契約者が割引回線群に係る料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(イ) その割引回線群を構成する割引選択回線が、カの(オ)の規定に該当することが判明したとき。

サ～セ (略)

(注 1) (略)

(注 2) i モード電子メールの本文に記述された U R L から接続した場合の通信 (当社が定める通信を除きます。) に関する料金については、スの規定を適用しません。

(14) (略)

(15) 定期契約に係る通信料月極割引 (ビジネス通話割引の適用)

ア～イ (略)

区分	定額料 (月額)	割引額			
		(ア) (イ) 以 外のもの	(イ) 指定割引回線群に係 る契約者への通信		
			通話モードに 係るもの	64kb/s デジ タル通信モー ドに係るもの	
指 定 割 引	2～30	—	その通信に関する 料金の月間累計 額に 0.10 を乗じ て得た額	その通信 (料金月の 末日までに 終了した通 信に限りま す。) に関す る料金につ いて、支払 いを要しま せん。	その通信に 関する料金 の月間累計 額に 0.60 を 乗じて得た 額
回 線 群 に 係 る	31～100	税抜額 477 円 (税込額 515.16 円)	その通信に関する 料金の月間累計 額に 0.20 を乗じ て得た額		
F O M A の 数	101～ 1000	税抜額 667 円 (税込額 720.36 円)	その通信に関する 料金の月間累計 額に 0.30 を乗じ て得た額		

エ～カ (略)

キ 本割引の適用の開始は、アに規定する選択があった日からとします。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月から本割引を適用します。

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 複数回線複合割引 (F O M A サービス契約約款に規定するものをいいます。) の適用を受けている F O M A に係る契約の解除と同時に新たに X i 契約を締結した場合であって、その契約の締結があった日を含む料金月に、その X i についてオに規定する申出があったとき。

ク 当社は、本割引を選択している契約者から、この取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本割引を廃止します。

(ア)～(エ) (略)

(オ) その他カの規定のいずれかに該当することが判明したとき。

ケ～サ (略)

第 4～第 7 (略)

附則 (平成 27 年 9 月 18 日第 1155 号)
(実施期日)

ウ～オ (略)	カ 本割引の適用の開始は、アに規定する選択があった日からとします。 ただし、次のいずれかに該当する場合は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月から本割引を適用します。 (ア)～(ウ) (略) (エ) 複数回線複合割引 (F O M A サービス契約約款に規定するものをいいます。) の適用を受けている F O M A に係る契約の解除と同時に新たに X i 契約を締結した場合であって、その契約の締結があった日を含む料金月に、その X i についてエに規定する申出があったとき。 キ 当社は、本割引を選択している契約者から、この取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本割引を廃止します。 (ア)～(エ) (略) (オ) その他オの規定のいずれかに該当することが判明したとき。 ク～コ (略)
---------	---

第 4～第 7 (略)

1 この改正規定は、平成 27 年 9 月 25 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 経企第 1586 号（平成 27 年 1 月 27 日）の附則を次のように改めます。

(1) 第 3 項から第 8 項をそれぞれ次のように改めます。

3 この附則実施の日から平成 27 年 5 月 31 日までの間において、当社は、基本使用料の料金種別が、X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又は X i カケホーダイライトプラン（料金表第 1 表第 1（基本使用料）の 1（適用）の(1)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る定期契約又は一般契約（身体障がい者等割引（料金表第 1 表第 1（基本使用料）の 1（適用）の(2)に規定するものをいいます。）の適用を受けているものに限ります。）の締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）と同時に、その X i が次の(1)、(2)及び(3)又は(4)に定める条件を満たしていることを当社が確認したときは、U 25 応援特割キャンペーン（(3)又は(4)の申出により、ファミリーシェアパックの適用が開始される日（以下この項において「適用開始日」といいます。）から、適用開始日を含む暦月の翌暦月から起算して 11 暦月の間の X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又は X i カケホーダイライトプランの基本使用料について、それぞれの料金月に適用される基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する金額を減額して適用する取り扱いをいいます。以下この附則において同じとします。）を適用します。

区 分	割 引 額
X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）	1,350 円
X i カケホーダイライトプラン	850 円

(1) X i サービス取扱所において当社が定める端末設備を X i 契約者又はその関係者が購入すること。

(2) U 25 応援割（料金表第 1 表第 1（基本使用料）の 1（適用）の(4)の 2 に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の適用を受けること。

(3) ファミリーシェアパック（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 2 に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）を選択すること。

(4) 共有対象回線（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 3 に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）となる場合であって、その共有回線群（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 3 に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る共有代表回線（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 3 に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の契約者がファミリーシェアパックを選択していること。

4 料金表第 1 表第 1（基本使用料）の 1（適用）の(1)のオの規定により X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又は X i カケホーダイライトプランの基本使用料を日割するときは、前項に規定する額を日割して適用します。

5 当社は、U 25 応援特割キャンペーンの適用を受けている X i について、次のいずれかに該当する場合には、U 25 応援特割キャンペーンを廃止します。

(1) 基本使用料の料金種別が X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又は X i カケホーダイライトプラン以外となったとき。

(2) U 25 応援割の廃止があったとき。

(3) ファミリーシェアパックの廃止があったとき。

(4) その X i がファミリーシェアパックに係る共有対象回線である場合であって、そのファミリーシェアパックに係るデータ定額共有の廃止があったとき（そのデータ定額共有の廃止と同時にファミリーシェアパックを選択する場合を除きます。）。

(5) 身体障がい者等割引の廃止があったとき。

(6) X i の電話番号保管があったとき。

(7) 名義変更があったとき。

(8) 契約の解除（当社が別に定めるものを除きます。）があったとき。

6 当社は、U25 応援特割キャンペーンを廃止したときは、その廃止日を含む暦月までの基本使用料についてU25 応援特割キャンペーンの適用対象とします。

ただし、料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)のク、ケ又はコの規定により、その廃止日を含む暦月において、X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX i カケホーダイライトプラン以外の基本使用料の料金種別が適用されるときは、その廃止日を含む暦月の前月までの基本使用料についてU25 応援特割（家族）キャンペーンの適用対象とします。

7 前項の規定によるほか、定期契約の解除と同時に一般契約を締結する場合であって、そのX i が身体障がい者等割引の適用を受けないときは、その契約の解除があった日を含む暦月の前月までの基本使用料についてU25 応援特割キャンペーンの適用対象とします。

（U25 応援特割（家族）キャンペーンの適用）

8 この附則実施の日から平成27年5月31日までの間において、当社は、基本使用料の料金種別が、X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX i カケホーダイライトプランに係る定期契約又は一般契約（身体障がい者等割引の適用を受けているものに限ります。）の締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）と同時に、そのX i が次の(1)及び(2)又は(3)に定める条件を満たしていることを当社が確認したときは、U25 応援特割（家族）キャンペーン（(2)又は(3)の申出により、ファミリーシェアパックの適用が開始される日（以下この項において「適用開始日」といいます。）から、適用開始日を含む暦月の翌月から起算して11 暦月の間（以下この附則において「キャンペーン対象期間」といいます。）のX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX i カケホーダイライトプランの基本使用料について、それぞれの料金月に適用される基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する金額を減額して適用する取り扱いをいいます。以下同じとします。）を適用します。

区 分	割 引 額
X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）	1,350 円
X i カケホーダイライトプラン	850 円

(1) X i サービス取扱所において当社が定める端末設備をX i 契約者又はその関係者が購入すること。

(2) ファミリーシェアパックを選択すること。

(3) ファミリーシェアパックに係るデータ定額共有を選択すること。

(2) 第10項から第13項をそれぞれ次のように改めます。

10 料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)のオの規定によりX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX i カケホーダイライトプランの基本使用料を日割するときは、第8項に規定する額を日割して適用します。

11 当社は、U25 応援特割（家族）キャンペーンの適用を受けているX i について、次のいずれかに該当する場合には、U25 応援特割（家族）キャンペーンを廃止します。

(1) 基本使用料の料金種別がX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX i カケホーダイライトプラン以外となったとき。

(2) ファミリーシェアパックの廃止があったとき。

(3) U25 応援割の適用を受けることとなったとき。

(4) そのX i がファミリーシェアパックに係る共有対象回線である場合であって、ファミリーシェアパックに係るデータ定額共有の廃止があったとき（そのデータ定額共有の廃止と同時にファミリーシェアパックを選択する場合を除きます。）。

(5) 身体障がい者等割引の廃止があったとき。

(6) X i の電話番号保管があったとき。

(7) 名義変更があったとき。

(8) 契約の解除（当社が別に定めるものを除きます。）があったとき。

12 当社は、U25 応援特割（家族）キャンペーンを廃止したときは、その廃止日を含む暦月までの基本使用料についてU25 応援特割（家族）キャンペーンの適用対象とします。

ただし、料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)のウ、ケ又はコの規定により、その廃止日を含む暦月において、X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX i カケホーダイライトプラン以外の基本使用料の料金種別が適用されるときは、その廃止日を含む暦月の前暦月までの基本使用料についてU25 応援特割（家族）キャンペーンの適用対象とします。

13 前項の規定によるほか、定期契約の解除と同時に一般契約を締結する場合であって、そのX i が身体障がい者等割引の適用を受けないときは、その契約の解除があった日を含む暦月の前暦月までの基本使用料についてU25 応援特割（家族）キャンペーンの適用対象とします。

4 経企第1665号（平成27年2月12日）の附則を次のように改めます。

(1) 第3項から第7項をそれぞれ次のように改めます。

3 この改正規定実施の日から平成28年3月31日までの間において、当社は、基本使用料の料金種別が、料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)に規定するX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）、X i カケホーダイライトプラン又はX i データプラン（スマホ／タブ）のいずれかに係る定期契約又は一般契約（身体障がい者等割引（料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(2)に規定するものをいいます。）の適用を受けているものに限り、）の締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）と同時に、次の(1)又は(2)及び(3)の条件を満たしていることを当社が確認したときは、光スマホ割キャンペーン（(1)又は(2)の申出により、ファミリーシェアパックの適用が開始される日（以下この項において「適用開始日」といいます。）から、適用開始日を含む暦月の翌暦月から起算して11暦月の間（以下この項において「キャンペーン対象期間」といいます。）のX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）、X i カケホーダイライトプラン又はX i データプラン（スマホ／タブ）の基本使用料について、次表に規定する金額を減額して適用する取り扱いをいいます。以下同じとします。）を適用します。

区 分	割 引 額
X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）	1,350 円
X i カケホーダイライトプラン	350 円
X i データプラン（スマホ／タブ）	350 円

(1) ファミリーシェアパック（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の2に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）を選択すること。

(2) 共有対象回線（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）となる場合であって、その共有回線群（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る共有代表回線（料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）の契約者がファミリーシェアパックを選択していること。

(3) X i サービス取扱所において当社が定める端末設備をX i 契約者又はその関係者が購入すること。

4 料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)のオの規定によりX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）、X i カケホーダイライトプラン又はX i データプラン（スマホ／タブ）の基本使用料を日割するとき、前項に規定する額を日割して適用します。

5 光スマホ割キャンペーンの適用を受けているX i について、次のいずれかに該当する場合には、光スマホ割キャンペーンを廃止します。

(1) 基本使用料の料金種別がX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）、X i カケホーダイライトプラン又はX i データプラン（スマホ／タブ）のいずれか以外となったとき。

(2) そのX i 契約に基づき、契約者回線の提供を開始した日を含む暦月の翌々月の初日にそのX i が属する共有回線群を構成するX i に特定X i 等が含まれないことを当社が確認したとき。

(3) ファミリーシェアパックの廃止があったとき。

(4) そのX i がファミリーシェアパックに係る共有対象回線である場合であって、ファミリーシェアパックに係るデータ定額共有の廃止があったとき（そのデータ定額共有の廃止と同時にファミリーシェアパックを選択する又は他の共有回線群に係るデータ定額共有を選択する場合を除きます。）。

(5) 身体障がい者等割引の廃止があったとき。

- (6) X i の電話番号保管があったとき。
 (7) 契約の解除（当社が別に定めるものを除きます。）があったとき。
 (8) その特定 X i 等に係る I P 通信網契約が、当社の定める期日までに工事を完了できないとき。
- 6 当社は、光スマホ割キャンペーンを廃止したときは、その廃止日を含む暦月までの基本使用料について光スマホ割キャンペーンの適用対象とします。
- ただし、料金表第 1 表第 1（基本使用料）の 1（適用）の(1)のク、ケ又はコの規定により、その廃止日を含む暦月において、X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）、X i カケホーダイライトプラン又は X i データプラン（スマホ／タブ）のいずれか以外の基本使用料の料金種別が適用されるときは、その廃止日を含む暦月の前暦月までの基本使用料について光スマホ割キャンペーンの適用対象とします。
- 7 前項の規定によるほか、定期契約（総合利用プランに係るものに限り）の解除と同時に一般契約を締結する場合又は定期契約（データ専用プランに係るものに限り）の解除と同時に一般契約を締結する場合であって、その X i が身体障がい者等割引の適用を受けないときは、その契約の解除があった日を含む暦月の前暦月までの基本使用料について光スマホ割キャンペーンの適用対象とします。

(2) 第 10 項から第 14 項をそれぞれ次のように改めます。

(光スマホ割 f o r ビジネスキャンペーンの適用)

10 この改正規定実施の日から平成 28 年 3 月 31 日までの間において、当社は、基本使用料の料金種別が、料金表第 1 表第 1（基本使用料）の 1（適用）の(1)に規定する X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）、カケホーダイライトプラン又は X i データプラン（スマホ／タブ）に係る定期契約の締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）と同時に、次の(1)又は(2)及び(3)の条件（以下この附則において「特例適用条件」といいます。）を満たしていることを当社が確認したときは、光スマホ割 f o r ビジネスキャンペーン（その契約締結があった日を含む翌暦月から、24 暦月の間（以下この項において「キャンペーン対象期間」といいます。）の X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）、カケホーダイライトプラン又は X i データプラン（スマホ／タブ）の基本使用料について、各暦月に特例対象条件を満たしていると当社が認める X i の数（以下、この附則において「割引対象回線数」といいます。）に応じて、次表に規定する金額を減額して適用する取り扱いをいいます。以下同じとします。）を適用します。

1 契約ごとに

区分		割引額	
X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）及び X i データプラン（スマホ／タブ）	割引 適用 回線 数	2 回線まで	—
		3 回線から 30 回線まで	700 円
		31 回線以上	1,200 円
カケホーダイライトプラン	数	2 回線まで	—
		3 回線から 30 回線まで	100 円
		31 回線以上	300 円

- (1) ビジネスシェアバック（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 2 に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）を選択すること。
- (2) 共有対象回線（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 3 に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）となる場合であって、その共有回線群（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 3 に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る共有代表回線（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 3 に規定するものをいいます。）の契約者がビジネスシェアバックを選択していること。
- (3) X i サービス取扱所において当社が定める端末設備を X i 契約者又はその関係者が購入すること。

- 11 前項の規定にかかわらず、当社は、そのX i（基本使用料の料金種別がX i データプラン（スマホ／タブ）であるものに限ります。）に係る契約者回線に、当社が定める端末設備以外の端末設備が接続されていることを当社が確認したとき又はキャンペーン対象期間における各暦月において、そのX i が特定X i 等でないこと及びそのX i が属する共有回線群を構成する他のX i に特定X i 等が含まれないことを確認したときは、その確認をした日を含む暦月の基本使用料について、前項に規定する減額を適用しません。
- 12 光スマホ割 f o r ビジネスキャンペーンの適用を受けているX i について、次の(1)から(6)のいずれかを満たさなくなったときは、光スマホ割 f o r ビジネスキャンペーンを廃止します。
- (1) 基本使用料の料金種別がX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）、カケホーダイライトプラン又はX i データプラン（スマホ／タブ）以外となったとき。
 - (2) そのX i 契約に基づき、契約者回線の提供を開始した日を含む暦月の翌々月の初日にそのX i が属する共有回線群を構成するX i に特定X i 等が含まれないことを当社が確認したとき。
 - (3) ビジネスシェアバックの廃止があったとき。
 - (4) ビジネスシェアバックに係るデータ定額共有を廃止したとき（データ定額共有の廃止と同時にビジネスシェアバックを選択する場合又は他の共有回線群に係るデータ定額共有を選択する場合を除きます。）。
 - (5) X i の電話番号保管があったとき。
 - (6) 契約の解除（当社が別に定めるものを除きます。）があったとき。
 - (7) その特定X i 等に係るI P通信網契約が、当社の定める期日までに工事を完了できないとき。
- 13 当社は、光スマホ割 f o r ビジネスキャンペーンを廃止したときは、その廃止日を含む暦月までの基本使用料について光スマホ割 f o r ビジネスキャンペーンの適用対象とします。ただし、料金表第 1 表第 1（基本使用料）の 1（適用）の(1)のク、ケ又はコの規定により、その廃止日を含む暦月において、X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）、カケホーダイライトプラン又はX i データプラン（スマホ／タブ）以外の基本使用料の料金種別が適用されるときは、その廃止日を含む暦月の前暦月までの基本使用料について光スマホ割 f o r ビジネスキャンペーンの適用対象とします。
- 14 前項の規定によるほか、定期契約（総合利用プランに係るものに限ります）の解除と同時に一般契約を締結する場合又は定期契約（データ専用プランに係るものに限ります）の解除と同時に一般契約を締結するときは、その契約の解除があった日を含む暦月の前暦月までの基本使用料について光スマホ割 f o r ビジネスキャンペーンの適用対象とします。

5 経企第 94 号（平成 27 年 4 月 16 日）の附則を次のように改めます。

(1) 第 3 項を次のように改めます。

3 この改正規定実施の日から平成 27 年 9 月 30 日までの間において、F O M A 契約（F O M A サービス契約約款に規定するものをいい、そのF O M A 契約に係る経過期間（F O M A サービス契約約款に規定するものをいいます。）が3ヶ月超であるものであって、そのF O M A 契約において当社が定める端末設備を利用して当社が認めるものに限ります。）の解除と同時に新たにX i 契約（基本使用料の料金種別が、X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）及びX i カケホーダイライトプラン（料金表第 1 表第 1（基本使用料）の 1（適用）の(1)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係るものに限ります。）を締結した者からそのX i 契約の締結と同時に申出があったときは、シニアはじめてスマホ割キャンペーン（第 6 項第 3 号の規定により、らくらくバック等（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 2 に規定するらくらくバック、シングルバック又はファミリーシェアバックをいいます。以下この附則において同じとします。）の適用が開始される日（以下この項において「適用開始日」といいます。）から、適用開始日を含む暦月の翌暦月から起算して 23 暦月の間のX i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又はX i カケホーダイライトプランの基本使用料について、それぞれの料金月に適用される基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する金額を減額して適用する取り扱いをいいます。以下この附則において同じとします。）を適用します。

1 契約ごとに

区 分	割 引 額
X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）	1,520 円
X i カケホーダイライトプラン	850 円

(2) 第 8 項及び第 10 項をそれぞれ次のように改めます。

8 当社は、シニアはじめてスマホ割キャンペーンの適用を受けている X i について、その X i 契約者から、シニアはじめてスマホ割キャンペーンの適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、シニアはじめてスマホ割キャンペーンの適用を廃止します。

- (1) 基本使用料の料金種別が X i カケホーダイプラン（スマホノタブ）又は X i カケホーダイライトプラン以外となったとき。
- (2) 第 5 項の規定により登録した利用者を変更又は削除したとき。
- (3) らくらくバック等の廃止があったとき。
- (4) その X i が共有対象回線である場合であって、そのデータ定額共有の廃止があったとき（そのデータ定額共有の廃止と同時にらくらくバック等を選択する場合を除きます。）。
- (5) 身体障がい者等割引の廃止があったとき。
- (6) X i の電話番号保管があったとき。
- (7) 名義変更（新たにその契約者になる者となし名義変更前の契約者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）があったとき。
- (8) 契約の解除（当社が別に定めるものを除きます。）があったとき。

9 当社は、シニアはじめてスマホ割キャンペーンを廃止したときは、その廃止日を含む暦月までの基本使用料についてシニアはじめてスマホ割キャンペーンの適用対象とします。

ただし、料金表第 1 表第 1（基本使用料）の 1（適用）の(1)のウ、ケ又はコの規定により、その廃止日を含む暦月において、X i カケホーダイプラン（スマホノタブ）又は X i カケホーダイライトプラン以外の基本使用料の料金種別が適用されるときは、その廃止日を含む暦月の前暦月までの基本使用料についてシニアはじめてスマホ割キャンペーンの適用対象とします。

10 前項の規定によるほか、定期契約の解除と同時に一般契約を締結する場合であって、その X i が身体障がい者等割引の適用を受けないときは、その契約の解除があった日を含む暦月の前暦月までの基本使用料についてシニアはじめてスマホ割キャンペーンの適用対象とします。

6 経企第 1140 号（平成 27 年 9 月 16 日）の附則を次のように改めます。

(1) 第 3 項から第 11 項をそれぞれ次のように改めます。

3 この附則実施の日から平成 28 年 1 月 11 日までの間において、当社は、基本使用料の料金種別が、X i カケホーダイプラン（スマホノタブ）又は X i カケホーダイライトプラン（料金表第 1 表第 1（基本使用料）の 1（適用）の(1)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る定期契約又は一般契約（身体障がい者等割引（料金表第 1 表第 1（基本使用料）の 1（適用）の(2)に規定するものをいいます。）の適用を受けているものに限ります。）の締結（当社が定める協定事業者が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合に限ります。）と同時に、その X i が次の(1)及び(2)又は(3)に定める条件を満たしていることを当社が確認したときは、ドコモにチェンジ割キャンペーン（(2)又は(3)の申出により、ファミリーシングルバック又はファミリーシェアバックの適用が開始される日（以下この項において「適用開始日」といいます。）から、適用開始日を含む暦月の翌暦月から起算して 11 暦月の間の X i カケホーダイプラン（スマホノタブ）又は X i カケホーダイライトプランの基本使用料について、それぞれの料金月に適用される基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する金額を減額して適用する取り扱いをいいます。以下この附則において同じとします。）を適用します。

区分	割引額
定期契約に係るもの	1,350 円
一般契約に係るもの	1,150 円

(1) X i サービス取扱所において当社が定める端末設備を X i 契約者又はその関係者が購入し、当社に届け出ること。

(2) ファミリーシングルバック又はファミリーシェアバック（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 2 に規定するものをい

います。以下この附則において同じとします。)を選択すること。

- (3) 共有対象回線(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)となる場合であって、その共有回線群(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)に係る共有代表回線(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)の契約者がファミリーシェアパックを選択していること。
- 4 料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)の(1)のオの規定によりX i カケホーダイプラン(スマホ/タブ)又はX i カケホーダイライトプランの基本使用料を日割するときは、前項に規定する額を日割して適用します。この場合において、身体障がい者等割引の適用を受けているときは、前項に規定する額に身体障がい者等割引に係る基本使用料の割引額を合算して算定します。
- 5 当社は、ドコモにチェンジ割キャンペーンの適用を受けているX i について、次のいずれかに該当する場合には、ドコモにチェンジ割キャンペーンを廃止します。
- (1) 基本使用料の料金種別がX i カケホーダイプラン(スマホ/タブ)又はX i カケホーダイライトプラン以外となったとき。
- (2) シングルパック又はファミリーシェアパックの廃止があったとき。
- (3) そのX i がファミリーシェアパックに係る共有対象回線である場合であって、そのファミリーシェアパックに係るデータ定額共有の廃止があったとき(そのデータ定額共有の廃止と同時にファミリーシングルパック又はファミリーシェアパックを選択する場合を除きます。)
- (4) 身体障がい者等割引の廃止があったとき。
- (5) X i の電話番号保管があったとき。
- (6) X i 契約者が第3項の規定により届け出を行った端末設備を利用していないことを当社が確認したとき。
- (7) 契約の解除(当社が別に定めるものを除きます。)があったとき。
- 6 当社は、ドコモにチェンジ割キャンペーンを廃止したときは、その廃止日を含む暦月までの基本使用料についてドコモにチェンジ割キャンペーンの適用対象とします。ただし、料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)の(1)のク、ケ又はコの規定により、その廃止日を含む暦月において、X i カケホーダイプラン(スマホ/タブ)又はX i カケホーダイライトプラン以外の基本使用料の料金種別が適用される場合は、その廃止日を含む暦月の前暦月までの基本使用料についてドコモにチェンジ割キャンペーンの適用対象とします。
- 7 前項の規定によるほか、定期契約の解除と同時に一般契約を締結する場合であって、そのX i が身体障がい者等割引の適用を受けないときは、その契約の解除があった日を含む暦月の前暦月までの基本使用料についてドコモにチェンジ割キャンペーンの適用対象とします。

(ドコモにチェンジ割 f o r ビジネスキャンペーンの適用)

- 8 この改正規定実施の日から平成28年1月11日までの間において、当社は、基本使用料の料金種別が、料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)の(1)に規定するX i カケホーダイプラン(スマホ/タブ)及びX i カケホーダイライトプランに係る定期契約の締結(当社が定める協定事業者が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合に限り)と同時に、次の(1)又は(2)及び(3)の条件を満たしていることを当社が確認したときは、ドコモにチェンジ割 f o r ビジネスキャンペーン(その契約締結があった日を含む翌月から、24 暦月の間のX i カケホーダイプラン(スマホ/タブ)、X i カケホーダイライトプラン又はX i データプラン(スマホ/タブ)の基本使用料について、675 円を減額して適用する取り扱いをいいます。以下同じとします。)を適用します。
- (1) X i サービス取扱所において当社が定める端末設備をX i 契約者又はその関係者が購入し、当社に届け出ること。
- (2) ビジネスシングルパック又はビジネスシェアパック(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の2に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)を選択すること。
- (3) 共有対象回線(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)となる場合であって、その共有回線群(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)に係る共有代表回線(料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(8)の3に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。)の契約者がビジネスシェアパックを選択していること。
- 9 料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)の(1)のオの規定によりX i カケホーダイプラン(スマホ/タブ)又はX i カケ

ホーダイライトプランの基本使用料を日割するときは、前項に規定する額を日割して適用します。

10 当社は、ドコモにチェンジ割 f o r ビジネスキャンペーンの適用を受けている X i について、次のいずれかに該当する場合には、ドコモにチェンジ割 f o r ビジネスキャンペーンを廃止します。

- (1) 基本使用料の料金種別が X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又は X i カケホーダイライトプラン以外となったとき。
- (2) シングルパック又はビジネスシェアパックの廃止があったとき。
- (3) その X i がビジネスシェアパックに係る共有対象回線である場合であって、そのビジネスシェアパックに係るデータ定額共有の廃止があったとき（そのデータ定額共有の廃止と同時にビジネスシングルパック又はビジネスシェアパックを選択する場合は除きます。）。
- (4) X i の電話番号保管があったとき。
- (5) X i 契約者が第 8 項の規定により届け出を行った端末設備を利用していないことを当社が確認したとき。
- (6) 契約の解除（当社が別に定めるものを除きます。）があったとき。

11 当社は、ドコモにチェンジ割 f o r ビジネスキャンペーンを廃止したときは、その廃止日を含む暦月までの基本使用料についてドコモにチェンジ割 f o r ビジネスキャンペーンの適用対象とします。

ただし、料金表第 1 表第 1（基本使用料）の 1（適用）の(1)のク、ケ又はコの規定により、その廃止日を含む暦月において、X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）又は X i カケホーダイライトプラン以外の基本使用料の料金種別が適用されるときは、その廃止日を含む暦月の前暦月までの基本使用料についてドコモにチェンジ割 f o r ビジネスキャンペーンの適用対象とします。